三調発第１１２号
平成２７年１０月２９日

会　員　各　位

三重県土地家屋調査士会
会　長　神　戸　照　男

不動産登記規則一部改正に伴う会社法人等番号の提供に関する津地方法務局管内の取り扱い及び手続全般についてのお知らせ

平素は、当会の会務運営にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申しあげます。

先般より会員の皆様に「不動産登記規則一部改正に伴う会社法人等番号の提供について」、情報提供させていただいているところでありますが、津地方法務局管内におきましても、本局より各支局・出張所の不動産表示登記担当者に対して、下記のとおり周知を行った旨の連絡がありましたのでお知らせいたします。

併せて手続全般についての資料等を別添のとおりお送りしますので、１１月２日以降の申請について、ご留意ください。

記

・建物引渡証明書及び譲渡証明書における会社法人等番号記載についての取扱いについては、登記申請書の添付情報の各証明書の後ろに括弧書きで記載する。

・仮に添付情報に会社法人等番号が記載されていなくても，建物引渡証明書等に添付される印鑑証明書には会社法人等番号が記載されていることから補正の対象とはしないが、以後の申請につき、会社法人等番号の記載について、協力を求めるものとする。

不動産登記規則等一部改正について

１　注意すべき事項

平成２７年１０月２３日付法務省民二第５１２号民事局長通達（別紙参照）中の２ページ目、２　（１）　（イ）に記載されている内容は、「不動産登記申請受付時に、商業登記等が処理中の場合は、それが完了後に調査する」となっており、別紙Ｑ＆Ａにおいて、「役員変更ではなく、他の目的変更等の場合であっても同様」とされていることから、会社法人等番号を提供したとしても、仮に商業登記の完了が１週間とか１０日かかったとすると、その間は不動産登記の処理が停止したままになってしまう。それを避けようとすれば、従来のように、資格証明書（１ヶ月以内）を添付するほうが安全となるので、資格証明書も入手しておくことが必要であると考えられる。また、会社番号を提供して申請した後に、商業登記が申請中である事が判明した場合、あとから資格証明書を添付することについては補正として可能ではあるが、不動産登記申請時点で、登記情報提供サービスで、当該会社等の商業登記が申請中か否かをチェックする必要があり、申請中の場合はその時点では、もはや資格証明書の入手はできないことになるので、予め入手しておくことが望ましい。

２　申請書・添付情報（添付書面）に記載すべき事項一覧

赤字部分が新たに記載する事項。

例１　　表題登記の例

添付書類	建物図面　各階平面図　住所証明書　代理権限証書 所有権証明書（会社法人等番号１９００－〇〇・・・・・） 調査書 会社法人等番号

※　建物滅失登記において取壊し証明書を添付する場合も同じように添付書面欄に取壊し証明書（会社法人等番号１９００－〇〇・・・・・）と記載する。

申　請　人	四日市市小古曽六丁目１番１９号 株式会社〇〇 （会社法人等番号　１９００－〇〇・・・・・） 代表取締役　　山　田　　太　郎 （連絡先電話番号）

例２　　権利の場合

権利者	四日市市小古曽六丁目１番１９号 株式会社山田 （会社法人等番号　１９００－〇〇・・・・・） 代表取締役　　山　田　　太　郎

添付書類	登記原因証明情報　　登記識別情報　　住所証明書 印鑑証明書　　代理権限証書　　会社法人等番号 承諾書（会社法人等番号　１９００−０１−・・・・・）

例３　建物引渡証明書、譲渡証明書等。権利登記の第三者の承諾書等
当該証明書等に、会社法人等番号を記載する必要はない。
ただし、添付書面（添付情報）欄に上記のように記載する。

なお、会社法人等番号は、登記情報提供サービスで検索可能で、番号を調べるだけなら、費用は発生しない。。

３　資料一覧

１　建物表題登記
２　建物滅失登記
３　権利の登記（番号提供）
４　権利の登記（資格証明書添付）
５　法務省民二第５１２号通達（平成２７年１０月２３日付）
６　Ｑ＆Ａ
以上１を除き、法務省ホームページから転載。

登　記　申　請　書

登記の目的　　建物表題登記

添 付 書 類　　建物図面　　各階平面図　所有権証明書（会社法人等番号 1900―01―000011）
住所証明書　代理権限証書　調査書　会社法人等番号

平成２７年　　月　　日申請　　津地方法務局四日市支局

申　請　人　　四日市市小古曽六丁目１番１９号
株式会社山田
（会社法人等番号　1900-01-123456）
代表取締役　山　田　　太　郎

代　理　人　　四日市市小古曽六丁目１番１９号
土地家屋調査士法人　〇〇
（会社法人等番号　1900-05-00002）
代表社員　　〇〇
（連絡先　059-347-9330）

（以下省略）

土地家屋調査士法人が、申請代理人になる場合の見本。
個人の土地家屋調査士が申請代理人になる場合は会社法人等番号は不要。

申請情報中に記録されない法人（申請人及び代理人等以外の法人）の会社法人等番号を提供する場合の記録例

登　記　申　請　書

登記の目的　　建物滅失

添付情報
　建物滅失証明書（会社法人等番号１２３４―５６―７８９０００）

平成２７年１１月２日申請
　〇〇 法 務 局　〇〇支局（出張所）

申　請　人　　〇〇市〇〇町二丁目５番６号
　　甲　野　一　郎

代　理　人　　〇〇市〇〇町二丁目１２番地
　　法　務　太　郎　印
　　連絡先の電話番号００－０００００－０００００

不動産番号					
建物の表示	所　在	〇〇市〇〇町二丁目１２番地			
	家屋番号	１２番			
	主である建物又は附属建物	①種　類	②構　造	③床面積 ㎡	登記原因及びその日付
		居　宅	木造かわらぶき平家建	６６　００	平成２７年１０月１５日取壊し

１　申請人（権利者・義務者）の会社法人等番号を提供する場合の記録例
２　司法書士法人又は土地家屋調査士法人などの法人である代理人の会社法人等番号を提供して，代理権限証明情報のうち，当該代理人の資格証明情報の提供を省略する場合の記録例
３　登記権利者の会社法人等番号を提供して，住所証明情報の提供を省略する場合の記録例

登　記　申　請　書

登記の目的　　所有権移転

原　　因　　平成２７年１１月１日売買

権　利　者　　〇〇市〇〇町一丁目５番６号
株式会社〇〇
（会社法人等番号　１２３４－５６－７８９０１２）
代表取締役　甲　野　一　郎

義　務　者　　〇〇郡〇〇町〇〇３４番地
一般社団法人〇〇
（会社法人等番号　１２３４－５６－７８９０１１）
代表理事　乙　野　次　郎

添付情報
登記識別情報（登記済証）　登記原因証明情報
会社法人等番号　代理権限証明情報　印鑑証明書　住所証明情報

登記識別情報（登記済証）を提供することができない理由
□不通知　□失効　□失念　□管理支障　□取引円滑障害　□その他（　）

□登記識別情報の通知を希望しません。

平成２７年１１月２日申請　〇〇 法 務 局　〇〇支局（出張所）

代　理　人　　〇〇市〇〇町二丁目１２番地
司法書士法人〇〇
（会社法人等番号　１２３４－５６－７８９０１０）
代表社員　丙　野　三　郎　　印
連絡先の電話番号００－０００００－０００００

課税価格　金何円

登録免許税　金何円

不動産の表示
不動産番号　　１１１１１１１１１１１１１
所　　在　　〇〇市〇〇町一丁目
地　　番　　２３番
地　　目　　宅　地
地　　積　　１２３・４５平方メートル

１　申請人（権利者）の代表者の資格を確認することができる「作成後１か月以内の登記事項証明書」を提供する場合の記録例
　なお，この場合には，会社法人等番号は記録しない。
　また，登記権利者の住所証明情報も当該登記事項証明書で提供することとなる。
２　法人である代理人が，代理権限証明情報の一部として，当該代理人の「作成後３か月以内の登記事項証明書」を提供する場合の記録例

登　記　申　請　書

登記の目的　　所有権移転

原　　因　　平成２７年１１月１日売買

権　利　者　　〇〇市〇〇町一丁目５番６号
　株式会社〇〇
　代表取締役　甲　野　一　郎

義　務　者　　〇〇郡〇〇町〇〇３４番地
　乙　野　次　郎

添付情報
　登記識別情報（登記済証）　登記原因証明情報
　登記事項証明書　代理権限証明情報　印鑑証明書　住所証明情報

登記識別情報（登記済証）を提供することができない理由
　□不通知　□失効　□失念　□管理支障　□取引円滑障害　□その他（　）

□登記識別情報の通知を希望しません。

平成２７年１１月２日申請　〇〇 法 務 局　〇〇支局（出張所）

代　理　人　　〇〇市〇〇町二丁目１２番地
　司法書士法人〇〇
　代表社員　丙　野　三　郎　　印
　連絡先の電話番号００－０００００－０００００

課税価格　金何円

登録免許税　金何円

不動産の表示
　不動産番号　　１１１１１１１１１１１１１
　所　　在　　〇〇市〇〇町一丁目
　地　　番　　２３番
　地　　目　　宅　地
　地　　積　　１２３・４５平方メートル